資料３

大阪市ＰＤＣＡサイクル推進要綱 改正案

（運営方針の評価）

第４条　運営方針の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

(1) 区長及び局長は、毎年度当初に前年度の運営方針の取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成状況、具体的取組の戦略に対する有効性、戦略のめざす成果の達成状況及び戦略のめざす成果に対する有効性について総合的に評価する。

(2) ～(3)　略

(4) 区長及び局長は、毎年９月末頃に、当該年度の運営方針の４月から８月までの取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成見込み及び戦略のめざす成果に対する有効性について評価する。

(5) 区長及び局長は、第１号、第２号及び前号の規定による評価並びに第３号の規定による意見聴取の結果を活かして、次のとおり目標設定を行い、予算編成の前提となる次年度の運営方針を策定する。

ア　経営課題を解決するための戦略ごとに成果を客観的・定量的に表す指標を設定する。

イ　戦略を実現するための具体的取組ごとに１年間に実施する業務量を客観的・定量的に表す指標を設定する。

⇩

第４条　運営方針の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

(1) 区長及び局長は、毎年度当初に前年度の運営方針の取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成状況、~~具体的取組の戦略に対する有効性~~戦略に対する具体的取組の有効性、戦略のめざす成果の達成状況及び戦略のめざす成果に対する有効性について総合的に評価する。

(2) ～(3)　略

(4) 区長及び局長は、毎年９月末頃に、当該年度の運営方針の４月から８月までの取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成見込み及び~~戦略のめざす成果に対する有効性~~戦略に対する具体的取組の有効性について評価する。

(5) 区長及び局長は、第１号、第２号及び前号の規定による評価並びに第３号の規定による意見聴取の結果を活かして、次のとおり目標設定を行い、予算編成の前提となる次年度の運営方針を策定する。

ア　経営課題を解決するための戦略ごとに成果を客観的・定量的に表す測定可能な指標を設定する。

イ　戦略を実現するための具体的取組ごとに１年間に実施する業務量を客観的・定量的に表す測定可能な指標を設定する。